

○建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案  
現行

別表第一  
第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(イ)欄に掲げる項目のうち一項(九)から(十二)まで及び(十七)から(二十三)まで、別表第二(イ)欄に掲げる項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十七)及び(三十八)並びに別表第四(イ)欄に掲げる項目のうち三項(七)とする。  
第二・第三 (略)

設気換きづ基に項三第は又項二第条八十二第法 一	一	一	一
三( )	二( )	一( )	一( )
備設気換械機			
外( )む( )を( )設( )調( )空( )式( )理( )央( )設( )換( )機( )械( ) 観( )の( )含( )備( )和( )気( )の( )方( )管( )中( )備( )気( )械( )			
気各 口室 及の び給	のの 状取 況入 け排 け気 口機 取 及 取 り	況措 置等 のの 防排 止雨 水口 及	給外 気取 機取 り
置給 関気 係口 を及 目排 視気 及口 び設の 計位	目 視 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。		目 視 に よ り 確 認 す る。
の著 流し れく が局 生部 じて的 いるな 空気	取 付 け が 堅 固 で な い 腐 食 損 傷 等 が あ る こ と	建 築 基 準 法 施 行 令 ( 昭 和 二 十 五 年 政 令 第 三 百 三 十 八 号 以 下 「 令 」 と い う 。) 第 二 十 九 条 の 二 の 六 に 適 合 し な い こ と	

設気換きづ基に項三第は又項二第条八十二第法 一	一	一	一
三( )	二( )	一( )	一( )
備設気換械機			
外( )む( )を( )設( )調( )空( )式( )理( )央( )設( )換( )機( )械( ) 観( )の( )含( )備( )和( )気( )の( )方( )管( )中( )備( )気( )械( )			
気各 口室 及の び給	のの 状取 況入 け排 け気 口機 取 及 取 り	況措 置等 のの 防排 止雨 水口 及	給外 気取 機取 り
目気 視流 に検 よ知 り器 確等 認を す用 いて	目 視 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。		目 視 に よ り 確 認 す る。
の著 流し れく が局 生部 じて的 いるな 空気	取 付 け が 堅 固 で な い 腐 食 損 傷 等 が あ る こ と	建 築 基 準 法 施 行 令 ( 昭 和 二 十 五 年 政 令 第 三 百 三 十 八 号 以 下 「 令 」 と い う 。) 第 二 十 九 条 の 二 の 六 に 適 合 し な い こ と	

〇く除を等室理調きべるけ設を備設気換(室居たれらけ設が備)

九	八	七	六	五	四	
換気系統の 各系統の 換気量の 設備機械	換気扇に よる換気 の状況	給気機及 び排気機 の設置機 の状況	風道の材 質	風道の取 付けの状 況	排気口及 び居室内 の取入れ の状況	排気口の 設置位置
外気を取り 入れる風道 の同一断面 から抽出し 、風道を 偏りなく 抽出し、 風道 の同一断面 から抽出し 、風道 の同一断面 から抽出し 、風道	目視により 確認する。	目視又は 触診により 確認する。	目視又は 触診により 確認する。	目視又は 触診により 確認する。	目視又は 触診により 確認する。	図書等により 確認すること 。必要に応じ 、気流方向を 確認し、検 査器具を用 いて、前回の 検査記録に 基づき、実 施した検査 の記録があ る場合に於 ては、当該 記録により 確認すること で足りる。
令第二十条 の規定に合 し、第一 号の規定に 適合しない こと。	外気の流れ により著 しく換気能 力が低下す ること。	機器に損傷 があること 。取付けが 著しい腐食 、損傷等が あること。	令第二十九 条の規定に 適合しない こと。	風道の接続 部に損傷 があること 。取付けが 著しい腐食 、損傷等が あること。	取付けが堅 固でない腐 食、損傷等 があること 。	こと。

〇く除を等室理調きべるけ設を備設気換(室居たれらけ設が備)

九	八	七	六	五	四	
換気系統の 各系統の 換気量の 設備機械	換気扇に よる換気 の状況	給気機及 び排気機 の設置機 の状況	風道の材 質	風道の取 付けの状 況	排気口及 び居室内 の取入れ の状況	排気口の 設置位置
外気を取り 入れる風道 の同一断面 から抽出し 、風道を 偏りなく 抽出し、 風道 の同一断面 から抽出し 、風道 の同一断面 から抽出し 、風道	目視により 確認する。	目視又は 触診により 確認する。	目視又は 触診により 確認する。	目視又は 触診により 確認する。	目視又は 触診により 確認する。	図書等により 確認すること 。必要に応じ 、気流方向を 確認し、検 査器具を用 いて、前回の 検査記録に 基づき、実 施した検査 の記録があ る場合に於 ては、当該 記録により 確認すること で足りる。
令第二十条 の規定に合 し、第一 号の規定に 適合しない こと。	外気の流れ により著 しく換気能 力が低下す ること。	機器に損傷 があること 。取付けが 著しい腐食 、損傷等が あること。	令第二十九 条の規定に 適合しない こと。	風道の接続 部に損傷 があること 。取付けが 著しい腐食 、損傷等が あること。	取付けが堅 固でない腐 食、損傷等 があること 。	こと。

十	
---	--

中央空調設備の性能	(中央空調設備の性能)
各室の換気量	
<p>測定風速計を用いて風速を測定し、換気量を算出する。ただし、風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。</p>	<p>測定風速計を用いて風速を測定し、換気量を算出する。ただし、風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。</p>
<p>換気量の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。</p>	<p>換気量の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。</p>

十	
機械換気設備	(中央空調設備の性能)
各室の換気量	
<p>測定風速計を用いて風速を測定し、換気量を算出する。ただし、風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。</p>	<p>測定風速計を用いて風速を測定し、換気量を算出する。ただし、風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。</p>
<p>換気量の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。</p>	<p>換気量の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。風速の測定は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を算出する。</p>



六十	五十	四十	三十	二十	十一	
備設和調気空の式方理管央中						
外管び器要の設調空 観の配及機主備和気						
距と他建冷 離のの築却 離部物塔 隔分のと	口器空 の気る 点過 検	転設空 の備気 状の調 況運和	傷化配設空 の及管備気 状及びの及調 況損劣び和	置設空 の備気 状の調 況設和	の態びる 状の作制に 況監動御お 視状及け	中央 管理 室に お い て
る。製と目 。卷とも視 尺に、に 等、必により 要に確認 測じと 定す鋼	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。	認 御 及 び 作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	降 に 同 等 の 方 法 で 実 施 し た 検 査 の 記 録 が あ る こ と に あ ら ず 、 記 録 に よ り 確 認 す る こ と が あ る
適の令 合七第 し百二 ない十 こと九 。規の 定に二	と。確検合号昭 。保用のし第和 さの十不四第 れて分こと八千 いな又、は百五 ない空、は年 こが点適三十二 こ	な異運 。発常 熱な 振時 動に 又、 は異 音、 常	と。著管空 。しに気 い変調 腐形和 食、機 が破器 ある損又 こは配	。、こ取 損と付 傷又け 等、は が著堅 あ、固 る、腐 腐食	。を制中 。確御央 認、又管 で、は理 き、作室 ない動に こ、い 状況	

六十	五十	四十	三十	二十	十一	
外管び器要の設調空 観の配及機主備和気						
距と他建冷 離のの築却 離部物塔 隔分のと	口器空 の気る 点過 検	転設空 の備気 状の調 況運和	傷化配設空 の及管備気 状及びの及調 況損劣び和	置設空 の備気 状の調 況設和	の態びる 状の作制に 況監動御お 視状及け	中央 管理 室に お い て
る。製と目 。卷とも視 尺に、に 等、必により 要に確認 測じと 定す鋼	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。	。作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	降 に 同 等 の 方 法 で 実 施 し た 検 査 の 記 録 が あ る こ と に あ ら ず 、 記 録 に よ り 確 認 す る こ と が あ る
適の令 合七第 し百二 ない十 こと九 。規の 定に二	と。確検合号昭 。保用のし第和 さの十不四第 れて分こと八千 いな又、は百五 ない空、は年 こが点適三十二 こ	な異運 。発常 熱な 振時 動に 又、 は異 音、 常	と。著管空 。しに気 い変調 腐形和 食、機 が破器 ある損又 こは配	。、こ取 損と付 傷又け 等、は が著堅 あ、固 る、腐 腐食	。を制中 。確御央 認、又管 で、は理 き、作室 ない動に こ、い 状況	

～七十二～	～七十二～	～九十～	～八十～	～七十～
能の設調空 性備和気				
含酸各 有化室 率炭の二 素	含酸各 有化室 率炭の一 素	量遊各 粉室 じの浮 ん	対各 湿室 度の相	度各 室の 温
記方回測て居 録法の定ガ室 がで検すスの あ実査る検中央 る施以。知管付 場し降た等近 合たにだ等に に検同しにお あ査等、よ っのの前りい	。確て記方回測て居 認は録法の定ガ室 す、がで検すスの る当あ実査る検中央 こ該る施以。知管付 と記場し降た等近 で録合たにだ等に 足にに検同しにお りよあ査等、よ りっのの前りい	す、がで検すて居 る当あ実査る粉室 こ該る施以。じの と記場し降たん中央 で録合たにだ計中央 りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測お 認は録法の定い	る当あ実査るて居 こ該る施以。湿室 と記場し降た度の で録合たにだ計中央 足にに検同し、よ付 りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測に 認は録法の定お す、がで検すい	る当あ実査るて居 こ該る施以。温室 と記場し降た度の で録合たにだ計中央 足にに検同し、よ付 りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測に 認は録法の定お す、がで検すい
ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九 適合し条の二	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九 適合し条の二	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九 適合し条の二	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九 適合し条の二	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九 適合し条の二

～七十二～	～七十二～	～九十～	～八十～	～七十～
備設和調気空の式方理管央中				
能の設調空 性備和気				
含酸各 有化室 率炭の二 素	含酸各 有化室 率炭の一 素	量遊各 粉室 じの浮 ん	対各 湿室 度の相	度各 室の 温
記方回測て居 録法の定ガ室 がで検すスの あ実査る検中央 る施以。知管付 場し降た等近 合たにだ等に に検同しにお あ査等、よ っのの前りい	。確て記方回測て居 認は録法の定ガ室 す、がで検すスの る当あ実査る検中央 こ該る施以。知管付 と記場し降た等近 で録合たにだ等に 足にに検同しにお りよあ査等、よ りっのの前りい	す、がで検すて居 る当あ実査る粉室 こ該る施以。じの と記場し降たん中央 で録合たにだ計中央 りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測お 認は録法の定い	る当あ実査るて居 こ該る施以。湿室 と記場し降た度の で録合たにだ計中央 足にに検同し、よ付 りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測に 認は録法の定お す、がで検すい	る当あ実査るて居 こ該る施以。温室 と記場し降た度の で録合たにだ計中央 足にに検同し、よ付 りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測に 認は録法の定お す、がで検すい
ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九 適合し条の二	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九 適合し条の二	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九 適合し条の二	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九 適合し条の二	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九 適合し条の二

等室理調きべるけ設を備設気換 二					
（三）		（二）		（一）	
設備換気自然 備換気機備換					
さ突下排排排給給 の及気気気気口口 大びフ筒、筒、 き煙！	け突下排排排 のの及気気気 状取びフ筒、 況付煙！	突下排排排 の及気気筒、 材びフ筒、 質煙！	(削除)  (削除)	流各 室の 気	確て 認は、 する当 こと該 記記 録録 により 足足 りり により
目視により確認すると 鋼製巻尺等により測定 する。	目視又は触診により確認 する。	目視又は触診により確認 する。		居室の中央付近において 風速計により測定する。 ただし、前回の検査 以降に同等の方法で 実施した検査の記録が ある場合にあっては、 当該記録により確認 することとする。	
令第二十條の三第二 項第一号イ(3)、(4)、 又は(7)の規定に適 合しないこと。	取付けが堅固でない こと、又は著しい腐食 損傷等があること。	不燃材でないこと。	(削除)	令第二百二十九條の二 の六第三項の表(六) の規定に適合し ないこと。	

等室理調きべるけ設を備設気換 二					
（三）		（二）		（一）	
設備換気自然 備換気機備換					
さ突下排排排給給 の及気気気気口口 大びフ筒、筒、 き煙！	け突下排排排 のの及気気気 状取びフ筒、 況付煙！	突下排排排 の及気気筒、 材びフ筒、 質煙！	のの 状分 況配	吹各 空室 気出	流各 室の 気
目視により確認すると 鋼製巻尺等により測定 する。	目視又は触診により確認 する。	目視又は触診により確認 する。	気流検知器等を用いて 目視により確認する。 ただし、前回の 検査以降に同等の方 法で実施した検査の 記録がある場合に つては、当該記録に より確認すること とする。	居室の中央付近において 風速計により測定する。 ただし、前回の検査 以降に同等の方法で 実施した検査の記録が ある場合にあっては、 当該記録により確認 することとする。	確て 認は、 する当 こと該 記記 録録 により 足足 りり により
令第二十條の三第二 項第一号イ(3)、(4)、 又は(7)の規定に適 合しないこと。	取付けが堅固でない こと、又は著しい腐食 損傷等があること。	不燃材でないこと。	著しく局部的な空 気の流れが生じて いること。	令第二百二十九條の二 の六第三項の表(六) の規定に適合し ないこと。	

～九～	～八～	～七～	～六～	～五～	～四～
自然換気設備					
煙突の先端の立ちのり密閉状況の燃焼器具を除く	煙突等のダクトの防火等の設置状況	煙突等のダクトの防火等の設置状況	煙突等のダクトの防火等の設置状況	煙突等のダクトの防火等の設置状況	煙突等のダクトの防火等の設置状況
目視により確認すると	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認すると
鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定
令第百十五号第一項の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号の第二号又は第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号の第二号又は第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号の第二号又は第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号の第二号又は第三号の規定に適合しないこと。	令第百十五号第一項の規定に適合しないこと。

～九～	～八～	～七～	～六～	～五～	～四～
自然換気設備					
煙突の先端の立ちのり密閉状況の燃焼器具を除く	煙突等のダクトの防火等の設置状況	煙突等のダクトの防火等の設置状況	煙突等のダクトの防火等の設置状況	煙突等のダクトの防火等の設置状況	煙突等のダクトの防火等の設置状況
目視により確認すると	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認すると
鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定
令第百十五号第一項の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号の第二号又は第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号の第二号又は第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号の第二号又は第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号の第二号又は第三号の規定に適合しないこと。	令第百十五号第一項の規定に適合しないこと。



		㊦㊧㊨	㊦㊧㊨	㊦㊧㊨	㊦㊧㊨
					機械換気設備
機械換気設備の換気	換気扇による換気状況	給気機又は排気機の設置状況	煙突に連結した排気筒及び瞬間湯沸器等の状況	換気扇による換気状況	目視により確認する。
<p>排出口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式で算出する。</p> $V = 3600 \cdot v \cdot A$ <p>この式において、<math>V</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>V</math> 換気量（単位：立方メートル）</p> <p><math>v</math> 平均風速（単位：メートル毎分）</p> <p><math>A</math> 開口断面積（単位：平方メートル）</p>	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	昭和三十九年建設省告示第四百二十六号第四号の規定に適合しないこと。	外気の流れにより著しく換気能力が低下すること。	昭和三十九年建設省告示第四百二十六号第四号の規定に適合しないこと。
<p>降下し、前回検査の実施に当たっては、当該</p>					

		㊦㊧㊨	㊦㊧㊨	㊦㊧㊨	㊦㊧㊨
					機械換気設備
機械換気設備の換気	換気扇による換気状況		排気筒に設置したダクトの状況	換気扇による換気状況	目視により確認する。
<p>排出口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式で算出する。</p> $V = 3600 \cdot v \cdot A$ <p>この式において、<math>V</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>V</math> 排気量（単位：立方メートル）</p> <p><math>v</math> 平均風速（単位：メートル毎分）</p> <p><math>A</math> 開口断面積（単位：平方メートル）</p>	目視により確認する。	(新規)	昭和三十九年建設省告示第四百二十六号第四号の規定に適合しないこと。	外気の流れにより著しく換気能力が低下すること。	昭和三十九年建設省告示第四百二十六号第四号の規定に適合しないこと。
<p>降下し、前回検査の実施に当たっては、当該</p>					

等室居たれらけ設が備設気換きづ基に項三第は又項二第条八十二第法 三									
八	七	六	五	四	三	二	一		
等ン防火 バーダ									
火連 ダン 型防	状の画の壁 況措貫防及 置通火び の部区床	ズ度パ ヒ火 ユのダ ー温	のにき無 有検さ及 無査並び 口び大	防火 バーダ の点	傷化パ の及火 状びの 況損劣	動パ防 の火 状のダ 況作	況付パ防 け火火 ののダ 状取	置パ防 の火 状のダ 況設	
目視により確認するとともに、必要に応じて	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	記録により確認することとで足りる。
煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつて	平成十二年建設省告示第三百七十六号第二の規定に適合しないこと。	適正な溶解温度の温ヒューズを使用していないこと。	平成十二年建設省告示第三百七十六号第三の規定に適合しないこと。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	平成十二年建設省告示第三百七十六号第一の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。	令第一百十二条第十六項の規定に適合しないこと。		

等室居たれらけ設が備設気換きづ基に項三第は又項二第条八十二第法 三									
八	七	六	五	四	三	二	一		
等ン防火 バーダ									
火連 ダン 型防	状の画の壁 況措貫防及 置通火び の部区床	ズ度パ ヒ火 ユのダ ー温	のにき無 有検さ及 無査並び 口び大	防火 バーダ の点	傷化パ の及火 状びの 況損劣	動パ防 の火 状のダ 況作	況付パ防 け火火 ののダ 状取	置パ防 の火 状のダ 況設	
目視により確認するとともに、必要に応じて	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	記録により確認することとで足りる。
煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつて	平成十二年建設省告示第三百七十六号第二の規定に適合しないこと。	適正な溶解温度の温ヒューズを使用していないこと。	平成十二年建設省告示第三百七十六号第三の規定に適合しないこと。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	平成十二年建設省告示第三百七十六号第一の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。	令第一百十二条第十六項の規定に適合しないこと。		

号二第項三第条三十二百第令 一				項目 検査
四(一)	三(二)	二(三)	一(四)	
機煙排 外機排 観の煙				項(ろ)検査事
煙排出口の周囲の	煙排出口の状況	排煙風道の状況	排煙機の設置状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	(ハ)検査方法
煙の排出を妨げる障害物があること。	排出された煙のおそれがあること。	接続部に破損又は変形があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。	(ニ)判定基準

別表第二

九(一)	
<p>動器の状況</p> <p>び熱知及</p> <p>感知式</p> <p>煙複合熱</p> <p>知器熱式</p> <p>火の煙感</p> <p>連ダン型防</p> <p>器の試験器、加熱試験</p> <p>発煙試験器、加熱試験</p> <p>を等により動作の状況</p> <p>前回の検査に同じ</p> <p>の方法で実施した検査</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p>	<p>知器熱式</p> <p>煙複合熱</p> <p>感知式</p> <p>火の煙感</p> <p>連ダン型防</p> <p>器の試験器、加熱試験</p> <p>発煙試験器、加熱試験</p> <p>を等により動作の状況</p> <p>前回の検査に同じ</p> <p>の方法で実施した検査</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p>
<p>動知器と連動して作</p> <p>動知器と連動して作</p> <p>動知器と連動して作</p> <p>動知器と連動して作</p>	<p>鋼製巻尺等により測定</p> <p>鋼製巻尺等により測定</p> <p>鋼製巻尺等により測定</p> <p>鋼製巻尺等により測定</p>
<p>い(2)この規定に適合しない</p> <p>十(2)省令第二千五百六</p> <p>省(2)昭和三十八年建設</p> <p>は(2)昭和三十八年建設</p> <p>°(2)昭和三十八年建設</p> <p>熱(2)昭和三十八年建設</p> <p>知(2)昭和三十八年建設</p> <p>器(2)昭和三十八年建設</p> <p>熱(2)昭和三十八年建設</p> <p>知(2)昭和三十八年建設</p> <p>器(2)昭和三十八年建設</p>	<p>い(2)この規定に適合しない</p> <p>十(2)省令第二千五百六</p> <p>省(2)昭和三十八年建設</p> <p>は(2)昭和三十八年建設</p> <p>°(2)昭和三十八年建設</p> <p>熱(2)昭和三十八年建設</p> <p>知(2)昭和三十八年建設</p> <p>器(2)昭和三十八年建設</p> <p>熱(2)昭和三十八年建設</p> <p>知(2)昭和三十八年建設</p> <p>器(2)昭和三十八年建設</p>

号二第項三第条三十二百第令 一				項目 検査
四(一)	三(二)	二(三)	一(四)	
機煙排 外機排 観の煙				項(ろ)検査事
煙排出口の周囲の	煙排出口の状況	排煙風道の状況	排煙機の設置状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	(ハ)検査方法
煙の排出を妨げる障害物があること。	排出された煙のおそれがあること。	接続部に破損又は変形があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。	(ニ)判定基準

別表第二

九(一)	
<p>動器の状況</p> <p>び熱知及</p> <p>感知式</p> <p>煙複合熱</p> <p>知器熱式</p> <p>火の煙感</p> <p>連ダン型防</p> <p>器の試験器、加熱試験</p> <p>を等により動作の状況</p> <p>前回の検査に同じ</p> <p>の方法で実施した検査</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p>	<p>知器熱式</p> <p>煙複合熱</p> <p>感知式</p> <p>火の煙感</p> <p>連ダン型防</p> <p>器の試験器、加熱試験</p> <p>発煙試験器、加熱試験</p> <p>を等により動作の状況</p> <p>前回の検査に同じ</p> <p>の方法で実施した検査</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p> <p>の記録があること</p>
<p>動知器と連動して作</p> <p>動知器と連動して作</p> <p>動知器と連動して作</p> <p>動知器と連動して作</p>	<p>鋼製巻尺等により測定</p> <p>鋼製巻尺等により測定</p> <p>鋼製巻尺等により測定</p> <p>鋼製巻尺等により測定</p>
<p>い(2)この規定に適合しない</p> <p>十(2)省令第二千五百六</p> <p>省(2)昭和三十八年建設</p> <p>は(2)昭和三十八年建設</p> <p>°(2)昭和三十八年建設</p> <p>熱(2)昭和三十八年建設</p> <p>知(2)昭和三十八年建設</p> <p>器(2)昭和三十八年建設</p> <p>熱(2)昭和三十八年建設</p> <p>知(2)昭和三十八年建設</p> <p>器(2)昭和三十八年建設</p>	<p>い(2)この規定に適合しない</p> <p>十(2)省令第二千五百六</p> <p>省(2)昭和三十八年建設</p> <p>は(2)昭和三十八年建設</p> <p>°(2)昭和三十八年建設</p> <p>熱(2)昭和三十八年建設</p> <p>知(2)昭和三十八年建設</p> <p>器(2)昭和三十八年建設</p> <p>熱(2)昭和三十八年建設</p> <p>知(2)昭和三十八年建設</p> <p>器(2)昭和三十八年建設</p>

ビロ降乗は又路降昇るす定規に項三十第三の三十の条九十二百第令 `室付は又室段階るす定規に

～九～		～八～		～七～		～六～		～五～		～			
						性機排 能の煙							
排煙風量の		動のよる電機状況		予備電機と電源を必要とする		動作の状況		の連開排煙口との状況		置の防雨止水口への状況		屋外に設置された	状況
A 煙排出口面積(単		Q この式において、 $Q = 60V_m$		この式において、 $Q = 60V_m$		この式において、 $Q = 60V_m$		この式において、 $Q = 60V_m$		この式において、 $Q = 60V_m$		目視により確認する。	
安全性能には影響を及ぼさないこと。		安全性能には影響を及ぼさないこと。		安全性能には影響を及ぼさないこと。		安全性能には影響を及ぼさないこと。		安全性能には影響を及ぼさないこと。		安全性能には影響を及ぼさないこと。		浸入した雨水等を排出できないこと。	

ビロ降乗は又路降昇るす定規に項三十第三の三十の条九十二百第令 `室付は又室段階るす定規に

～九～		～八～		～七～		～六～		～五～		～			
						性機排 能の煙							
排煙風量の		動のよる電機状況		予備電機と電源を必要とする		動作の状況		の連開排煙口との状況		置の防雨止水口への状況		屋外に設置された	状況
A 煙排出口面積(単		Q この式において、 $Q = 60V_m$		この式において、 $Q = 60V_m$		この式において、 $Q = 60V_m$		この式において、 $Q = 60V_m$		この式において、 $Q = 60V_m$		目視により確認する。	
安全性能には影響を及ぼさないこと。		安全性能には影響を及ぼさないこと。		安全性能には影響を及ぼさないこと。		安全性能には影響を及ぼさないこと。		安全性能には影響を及ぼさないこと。		安全性能には影響を及ぼさないこと。		浸入した雨水等を排出できないこと。	

等室居るす定規に項一第二の条六十二百第令 ` |

三十(	二十(	一十(	十(	
口煙排				
観の煙の設排機 外口排備煙械				
状取排 況付煙 け口の のの	況周排 囲煙 の口 状の		位排 置煙 口の の	の態びる 状の作制 況監動御 視状及け
目視により確認する。	目視により確認する。		目視により確認する。	認御中 す及び管理 。作動室 のにおい て確制
、こ取 損付 傷又 等け が著 あ堅 る固 こ腐 食い	るを排 妨煙 げ口の 。障 害周 物囲 が開 放	を行響館避適の項令な三第六示平 除わを避難用二又第い号六第千成 く。れ及難安さ第一は百こと規三條四十二 。てぼ安全れ、項百十九たに第一第百二 い修性能かつ規十條だ適一第百六 場等には、定九條第一、し第二号 合が影全階が条一、	平成十二年建設省 告示第四百三十六 号又は令第三百二 十号の規定に適合 し、	。を制中 確御中央 認又管 では理 き作室 ない動 このお 状況い と況て

等室居るす定規に項一第二の条六十二百第令 ` |

三十(	二十(	一十(	十(	
他のそ				
外口排設排機 観の煙備煙械				
状取排 況付煙 け口の のの	況周排 囲煙 の口 状の		位排 置煙 口の の	の態びる 状の作制 況監動御 視状及よ
目視により確認する。	目視により確認する。		目視により確認する。	。作 動の 状 況 を 確 認 す る
、こ取 損付 傷又 等け が著 あ堅 る固 こ腐 食い	るを排 妨煙 げ口の 。障 害周 物囲 が開 放	を行響館避適の項令な三第六示平 除わを避難用二又第い号六第千成 く。れ及難安さ第一は百こと規三條四十二 。てぼ安全れ、項百十九たに第一第百二 い修性能かつ規十條だ適一第百六 場等には、定九條第一、し第二号 合が影全階が条一、	平成十二年建設省 告示第四百三十六 号又は令第三百二 十号の規定に適合 し、	。を制中 確御中央 認又管 では理 き作室 ない動 このお 状況い と況て

八十		七十		六十		五十		四十	
機械排煙設備の性能									
排煙口の風量	排出風速	開放口の状況	状況	手動開放の状況	表示状況	手動開放の方法	設置状況	手動開放の状況	手動開放の状況
$Q = 60AV_m$ この式に、 連続して風速を測定し、 算出する。	排出風速を測定し、 連続して風速を測定し、 算出する。	目視又は聴診により確認する。	動作の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
全性能等が影響を及ぼすこと。	性能等が影響を及ぼすこと。	閉鎖状態を保持すること。	開放時の状態を保持すること。	開放時の状態を保持すること。	閉鎖状態を保持すること。	閉鎖状態を保持すること。	閉鎖状態を保持すること。	閉鎖状態を保持すること。	閉鎖状態を保持すること。

八十		七十		六十		五十		四十	
機械排煙設備の性能									
排煙口の風量	排出風速	開放口の状況	状況	手動開放の状況	表示状況	手動開放の方法	設置状況	手動開放の状況	手動開放の状況
$Q = 60AV_m$ この式に、 連続して風速を測定し、 算出する。	排出風速を測定し、 連続して風速を測定し、 算出する。	目視又は聴診により確認する。	動作の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
全性能等が影響を及ぼすこと。	性能等が影響を及ぼすこと。	閉鎖状態を保持すること。	開放時の状態を保持すること。	開放時の状態を保持すること。	閉鎖状態を保持すること。	閉鎖状態を保持すること。	閉鎖状態を保持すること。	閉鎖状態を保持すること。	閉鎖状態を保持すること。

二十二(一)	一十二(一)	十二(一)	九十(一)	
道風煙排				
埋及部隠道煙の設排機 設及び蔽(風排備煙械)				
の排 状取煙 況付風 け道	況状びの排 損劣煙 傷化風 の及道	動に煙 のよ感 状る知 況作器	の態びる 状の作制 況監動御 視状及	中央 管理 室にお いて確 制
認目 す視 る。又 は触 診に より 確	目視 により 確認 する。	と記場し降た動発 で録合たにだの煙 足にに検同し状試 りよあ査等、況験 る。確て記方回確等 認は録法の前を器 す、がで検する る当あ実査より こ該る施以。作	認御中 す及び管 る。作理 動室に の状お 況いて を確制	と記場し降た で録合たにだ 足にに検同し りよあ査等、 る。確て記方 認は録法の前 す、がで検 る当あ実査 こ該る施以
しなト接 くいの続 はこ取部 破と付及 損又け吊 がはが吊 変堅り 形固ボ こ若で	損排 又煙 は風 著道 しい 腐形 食、 が破	放排 し煙 ない口 こと。が 連動 して開	。を制中 確御央 認又管 では理 き作室 ない動 いにお こ状いて と況	い ない 場 合 を 除 く。

二十二(一)	一十二(一)	十二(一)	九十(一)	
埋及部隠道煙の設排機 設及び蔽(風排備煙械)				
の排 状取煙 況付風 け道	状びの排 況損劣煙 傷化風 の及道	動に煙 のよ感 状る知 況作器	の態びる 状の作制 況監動御 視状及	中央 管理 室にお いて確 制
認目 す視 る。又 は触 診に より 確	目視 により 確認 する。	と記場し降た動発 で録合たにだの煙 足にに検同し状試 りよあ査等、況験 る。確て記方回確等 認は録法の前を器 す、がで検する る当あ実査より こ該る施以。作	。作 動の 状 況 を 確 認 す る	と記場し降た で録合たにだ 足にに検同し りよあ査等、 る。確て記方 認は録法の前 す、がで検 る当あ実査 こ該る施以
しなト接 くいの続 はこ取部 破と付及 損又け吊 がはが吊 変堅り 形固ボ こ若で	損排 又煙 は風 著道 しい 腐形 食、 が破	放排 し煙 ない口 こと。が 連動 して開	。を制中 確御央 認又管 では理 き作室 ない動 いにお こ状いて と況	い ない 場 合 を 除 く。

〜五十二〜	〜四十二〜	〜三十二〜	〜
-------	-------	-------	---

くを部  
除分

排煙風道の材質	防煙壁の貫通状況	排煙風道の断熱及び距離の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	と目視により確認する。鋼製巻尺等により測定	
と。	と。	と。	と。

〜五十二〜	〜四十二〜	〜三十二〜	〜
-------	-------	-------	---

くを部  
除分

排煙風道の材質	防煙壁及び防火区画の貫通状況	排煙風道の断熱及び距離の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	と目視により確認する。鋼製巻尺等により測定	
と。	と。	と。	と。



（	十三（	九十二（	八十二（	七十二（	六十二（	）	
						パダ防 イン火	
壁及び床	防火ダンパーの温度	防火ダンパーの温度	防火ダンパーの温度	防火ダンパーの温度	防火ダンパーの温度	防火ダンパーの温度	
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は触診により確認する。	
防火ダンパーと防火	適正な溶解温度の温度を使用しないこと。	口が設置されていること。	状態を確認できていること。	点検が容易に行えること。	メーターが正常に動作していること。	天井、壁等に一邊の長さ四十五センチメートル以上の保護点検が容易に行えること。	天井、壁等に一邊の長さ四十五センチメートル以上の保護点検が容易に行えること。
						防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	
						ダンパーが円滑に作動しないこと。	
						取付けが堅固でないこと。	
						な修繕等が行われていない場合を除く。性能又は影響を及ぼすこと。	
						かつ規定の適用されること。	
						二十九条の二第一項	

（	十三（	九十二（	八十二（	七十二（	六十二（	）
						パダ防 イン火
壁及び床	防火ダンパーの温度	防火ダンパーの温度	防火ダンパーの温度	防火ダンパーの温度	防火ダンパーの温度	防火ダンパーの温度
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は触診により確認する。
防火ダンパーと防火	適正な溶解温度の温度を使用しないこと。	口が設置されていること。	状態を確認できていること。	点検が容易に行えること。	メーターが正常に動作していること。	天井、壁等に一邊の長さ四十五センチメートル以上の保護点検が容易に行えること。
						防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
						ダンパーが円滑に作動しないこと。
						取付けが堅固であること。
						な修繕等が行われていない場合を除く。性能又は影響を及ぼすこと。
						かつ規定の適用されること。
						二十九条の二第一項

〓三十三				〓一十三	
煙排の造構な殊特					
及煙の設排造な特 び口排備煙の構殊					
及のび排 び大給煙 位置き気口 置さ口及	(削除)	(削除)	限るら分接部貫火構るに第百一火状の画の る場にす分通区造準規十十がダ況措貫防 合て設るにす画の耐定五二令ン(置通火 に)いけ部近るを防火す項条第パ防の部区		
目視により確認する。	(削除)	(削除)			
百十。定第第示平 二九たに二一第成 十条だ適号号千十二 九条し合口口四百年 条一、し又又百建 の項令なはは三建 二又第いハハ十七設 第一は百この及七省 一第二と規及び号告	(削除)	(削除)			と被そ又くト厚区 。覆のはらルさ画 さ他鉄れ以一と れの網て上・の て不モいの五間 い燃ルな鉄ミの な材タイ板リ風 い料ルこでメ道 こで塗とつが

〓四十三		〓三十三		〓三十三		〓一十三		
他のぞ								
及煙の設排造な特 び口排備煙の構殊								
及のび排 び大給煙 位置き気口 置さ口及	況連知 動器の の状	知 器の熱 感	火 ダ ン 防	連 動 型 防	置知 器の熱 感	火 ダ ン 防	連 動 型 防	限るら分接部貫火構るに第百一火状の画の る場にす分通区造準規十十がダ況措貫防 合て設るにす画の耐定五二令ン(置通火 に)いけ部近るを防火す項条第パ防の部区
目視により確認する。	とで足りる。記録により確認する。場合にあつては、当該した検査の記録がある降に同等の方法で実施	動の状況を前回の検査	加熱試験器等により作	動の状況を前回の検査	鋼製捲尺等により測定	目視により確認すると		
百十。定第第示平 二九たに二一第成 十条だ適号号千十二 九条し合口口四百年 条一、し又又百建 の項令なはは三建 二又第いハハ十七設 第一は百この及七省 一第二と規及び号告		動しな	感知器と連動して作	動しな	昭和三十八年建設省 告示第二千五百六十 三号第二号ロ(2) の規定に適合しない こと。			と被そ又くト厚区 。覆のはらルさ画 さ他鉄れ以一と れの網て上・の て不モいの五間 い燃ルな鉄ミの な材タイ板リ風 い料ルこでメ道 こで塗とつが

		〓六十三〓	〓五十三〓	〓四十三〓	〓三十三〓	備設
設備煙の構造		給気口の外観				
排煙口の風量の	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を十秒以上連続して風速を測定し、	手動開放の状況	手動開放の状況	排煙口及び給気口の状況	排煙口及び給気口の状況	
		目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
第二項又は第九十二条の二	令第二百二十六条の三、第二項の規定に適合しない場合は、これを除く。	令第二百二十六条の三、第二項の規定に適合しないこと。	令第二百二十六条の三、第二項の規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと、損傷等があること	周囲に排煙又は給気物を妨げる障害物があること。	項の規定が適用され、性能又は全階が避難安全でない場合は、これを除く。

		〓八十三〓	〓七十三〓	〓六十三〓	〓五十三〓	給気口の外観
設備煙の構造		給気口の外観				
排煙口の風量の	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を十秒以上連続して風速を測定し、	手動開放の状況	手動開放の状況	排煙口及び給気口の状況	排煙口及び給気口の状況	
		目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
第二項又は第九十二条の二	令第二百二十六条の三、第二項の規定に適合しない場合は、これを除く。	令第二百二十六条の三、第二項の規定に適合しないこと。	令第二百二十六条の三、第二項の規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと、損傷等があること	周囲に排煙又は給気物を妨げる障害物があること。	項の規定が適用され、性能又は全階が避難安全でない場合は、これを除く。

十四		九十三		八十三				
排造な特煙の構殊						能の煙の性口排		
状びの給況損劣気傷化風道の及		動に煙のよ感状に知器		の態びる室中央の状の作制に動御お管理				
目視により確認する。		と記場し降た動発 で録合たにだの煙 足りにに検同し状試 りよあ査等、況験 。確て記方の前を器 認は録法で検す等 る当あ実査より こ該る施以。作		認御中央 する。び管理 。作動室 。状にお 況をい て確		と記場し降た で録合たにだ 足りにに検同し りよあ査等、前 。確て記方の前 認は録法で検 る当あ実査以		、次の式により排煙風量、 $Q = 60AV$ この式において、 A及びVは、 Aの値を、 Vの値を表す ものとする。 Qは、 一分に排煙風量（単位 は、 ト） Aは、 平方メートル（単位 は、 メートル） Vは、 一秒につき風速（単位 は、 メートル）
損給あ 又気風 は著道 しいに 腐食、 食が破		放排 し煙 ない口 こと。が 連動 して開		。を制中央 確御又管 認は作理 でき室 ない動に こと状お 況い		いす全性、項 ない修性能か 。場繕能又つ 合等には、規 。行影全階定 われ館館適が れを避館避適 て及難難用 ぼ安難安の二 全一第一		

二十四		一十四		十四				
排造な特煙の構殊						能の煙の性口排		
状びの給況損劣気傷化風道の及		動に煙のよ感状に知器		の態びる方中央の状の作制に動御に管理				
目視により確認する。		と記場し降た動発 で録合たにだの煙 足りにに検同し状試 りよあ査等、況験 。確て記方の前を器 認は録法で検す等 る当あ実査より こ該る施以。作		。作動の状 況を確 認する		と記場し降た で録合たにだ 足りにに検同し りよあ査等、前 。確て記方の前 認は録法で検 る当あ実査以		、次の式により排煙風量、 $Q = 60AV$ この式において、 A及びVは、 Aの値を、 Vの値を表す ものとする。 Qは、 一分に排煙風量（単位 は、 ト） Aは、 平方メートル（単位 は、 メートル） Vは、 一秒につき風速（単位 は、 メートル）
損給あ 又気風 は著道 しいに 腐食、 食が破		放排 し煙 ない口 こと。が 連動 して開		。を制中央 確御又管 認は作理 でき室 ない動に こと状お 況い		に満は計いす全性、項 た算ない修性能か ない書場合影全階定 こと。による行館館適が 。風量。われを避館避適 て。風量。れを及難難用 。風量。ぼ安難安の二 。風量。全一第一		



		八十四	七十四	六十四	五十
				能の風気の設排造な特 性機送給備煙の構殊	観の外 の状 況
(削除)	状る電機給要電 況作源の気と源を 動に予送す必 のよ備風る	況作 動の 状		状動開排 況起放煙 動と口 の連の	
(削除)	状予 況備電 を源に 確認よ り作 動の	認聴 ず診 る。又 は触 診に より 確		。作 動の 状 況を 確 認す る	
(削除)	予 備電 源に より 作 動 し な い こ と。	動常 が機 ある音 又又 はは 異送 常風 な機 振に の電	送風 機機 の運 送機 の送 機時 の電	合が影全階が条一、し第二令 を行響館避適の項令な第二第 除わを避難用二又第百こと百二 く。れ及難安さ第一第二十九た てぼ安全れ、項百十九た適 いす全性かの二九たに な修性能又つ規十条九第 い繕能又つ規十条九第 場等には、定九第	こ と。

		十五	九十四	八十四	七十
				能の風気の設排造な特 性機送給備煙の構殊	観の外 の状 況
	風機給 量の気送 排煙風	状る電機給排要電 況作源の気と源を 動に予送す必 のよ備風る	況作 動の 状	状動開排 況起放煙 動と口 の連の	
	排煙口の同一断面内か ら五箇所を偏りなく抽 出し、風速計を用いて 一点につき三十秒以上 連続して風速を測定し 、次の式により排煙風 量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、Q 、A及びV <sub>m</sub> は、それ ぞれ次の数値を表す	状予 況備電 を源に 確認よ り作 動の	認聴 ず診 る。又 は触 診に より 確	。作 動の 状 況を 確 認す る	
	が階全階が条一、し第二令 行響館避適の項令な第二第 除わを避難用二又第百こと百二 く。れ及難安さ第一第二十九た てぼ安全れ、項百十九た適 いす全性かの二九たに な修性能又つ規十条九第 い繕能又つ規十条九第 場等には、定九第	予 備電 源に より 作 動 し な い こ と。	ある常動送 音機風 又又機 ははの 異送運 常風転 な機時 振機に 動の電	合が影全階が条一、し第二令 を行響館避適の項令な第二第 除わを避難用二又第百こと百二 く。れ及難安さ第一第二十九た てぼ安全れ、項百十九た適 いす全性かの二九たに な修性能又つ規十条九第 い繕能又つ規十条九第 場等には、定九第	こ と。

〓〓〓〓					
〓〓〓〓					
〓〓〓〓					
〓〓〓〓					
特殊な構造の煙道設備の設置状況					
設置状況	屋外に設置された雨水排水口等の防雨対策	吸込口の状況	周囲の状況	吸込口の設置位置	監視状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	中央管理室において確認する。
浸入できないこと。	雨水等を排出できないこと。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	煙道設備の開口部に近接して開口部が延焼のおそれがあること。	煙道設備の開口部に近接して開口部が延焼のおそれがあること。	中央管理室において確認できないこと。

〓〓〓〓					
〓〓〓〓					
〓〓〓〓					
〓〓〓〓					
特殊な構造の煙道設備の設置状況					
設置状況	屋外に設置された雨水排水口等の防雨対策	吸込口の状況	周囲の状況	吸込口の設置位置	監視状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	中央管理室において確認する。
浸入できないこと。	雨水等を排出できないこと。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	煙道設備の開口部に近接して開口部が延焼のおそれがあること。	煙道設備の開口部に近接して開口部が延焼のおそれがあること。	中央管理室において確認できないこと。

三の三十の条九十二百第令 `室付は又室段階るす定規に号二第項三第条三十二百第令 二				
（五）		（四）		（三）
備設煙排防圧加				
給口るに口は降しベ用び付室の難特 気及排設ビ乗路のしエ非室又階階別 口び煙けし降又昇タレ常及は段段避				
排煙風道の材質	排煙風道の取付け状況	排煙風道の劣化及び損傷の状況	周囲の状況	排煙機、排煙口の状況
目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。
不燃材料で造られていないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	連動して作動しないこと。

三の三十の条九十二百第令 `室付は又室段階るす定規に号二第項三第条三十二百第令 二				
給口るに口は降しベ用び付室の難特 気及排設ビ乗路のしエ非室又階階別 口び煙けし降又昇タレ常及は段段避				
			周囲の状況	排煙機、排煙口の状況
(新規)	(新規)	(新規)	目視により確認する。	作動の状況を確認する。
			周囲に給気を妨げる障害物があること。	連動して作動しないこと。



第三十項に規定する昇降路又は乗降ピロ

給気	給気口の性能	給気口の状況	給気口の設置状況	給気口の設置状況	給気口の設置状況	給気口の設置状況	給気口の設置状況
給気風道	給気口の開放状況	給気口の開放状況	給気口の開放状況	給気口の開放状況	給気口の開放状況	給気口の開放状況	給気口の開放状況
目視により確認する。	目視又は聴診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
給気風道に変形、破	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ(2)(i)の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	周囲に障害物があり操作できないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	合を除く。

第三十項に規定する昇降路又は乗降ピロ

(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

七十一		六十一		五十一		四十一		三十一	
性能	送風機	送風機	送風機	送風機	送風機	送風機	送風機	送風機	送風機
状況	開口の連続	状況	状況	状況	状況	状況	状況	状況	状況
	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。
性能又は全館避難安全	平成二十八年国土交通省告示第六百九十九号第五号イ⑤の規定が適用され、かつ、階避難安全	平成二十八年国土交通省告示第六百九十九号第五号イ⑤の規定が適用され、かつ、階避難安全	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

〓〓〓〓	〓〓〓〓	〓〓〓〓	〓〓〓〓	〓〓〓〓	〓〓〓〓
------	------	------	------	------	------

給送風機吸込口							
設置状況	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置	吸込口の周囲の状況	吸込口の設置位置	中央管理室における制御及び監視の状態	電源による動作の状況	電源を必要とする給送風機による動作の状況	給送風機動作の状況
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	中央管理室において制御及び動作の状況を確認する。	予備電源により動作の状況を確認する。	予備電源により動作の状況を確認する。	聴診又は触診により確認する。
	浸入した雨水等を排出できないこと。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。	中央管理室において制御又は動作の状況を確認できないこと。	予備電源により動作しないこと。	予備電源により動作しないこと。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
							全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

--	--	--	--	--	--

	(新規)		(新規)		(新規)		(新規)

七十三		六十二		五十二		四十二	
				空気逃しの状況	開口の状況	空気逃しの状況	開口の状況
				目視により確認すること。	目視により確認すること。	目視により確認すること。	目視により確認すること。
				取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十九号第五号の規定に適合しないこと。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十九号第五号の規定に適合しないこと。
				(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

百第令 三		〃		〃		〃		〃	
煙可動防		〃		〃		〃		〃	
手動降下	動作の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況
作動の状況を確認する	作動の状況を確認する	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
連動して作動しない	片手で容易に操作できないこと。	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に適合しないこと。	ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百九条第二項の規定が適用され、	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ハの規定に適合しないこと。	給気口と連動して空気が逃し口が開放しないこと。

百第令 三		〃		〃		〃		〃	
煙可動防		〃		〃		〃		〃	
手動降下	動作の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況	圧力調整の状況
作動の状況を確認する	作動の状況を確認する	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
連動して作動しない	片手で容易に操作できないこと。								

源電備予 四			等室居るす定規に項一第二の条六十二					
三	二	一	六	五	四	三	二	
置装電発用家自								
況の置電用自			状等装発家					
のび発 状原電 況動機 機及	発電 容量 の	の貫防電自 状通火機家 況措区室用 置画の発	の態びる 状の作制 況監動御 視状及	中央 管理 室に おけ る	壁可 画動 防防 煙煙	壁可 動動 材防 質煙	動に煙 のよ感 状の知 況連器	状る装 況連置 動のよ
認目 す視 る。又 は触 診に より 確	備す の設 容と計 量と図 を等 確に 認に す。防 災 設	目視 に よ り 確 認 す る。	認御 す及 る。び 作 動 の 状 況 を 確 制	中央 管理 室に お い て 確 制	目視 に よ り 確 認 す る。	目視 に よ り 確 認 す る。	作 動 の 状 況 を 確 認 す る	。
動損の器堅端 機が表盤固子 若示若で部 しくランく くコンプは は又等制 燃はに御 料は破盤計 夕原盤計が	ない三 十分 以上 運 転 で き	防 災 設 備 の 出 力 容 量 の	が措道電 ある置等 こと欠防 。損火 。又区 は換 脱貫 落通 風	を制中央 確御又管理 認は作室 でき作動 ないの こと状 況	果煙脱 がの落 ない流 こと動 。妨は げ欠 る損 効が あり	。不 燃 材 料 で な い こ と	連 動 し て 作 動 し な い こ と	こ と

源電備予 四			等室居るす定規に項一第二の条六十二					
三	二	一	六	五	四	三	二	
置装電発用家自								
外置電用自			観の装発家					
のび発 状原電 況動機 機及	発電 容量 の	の貫防電自 状通火機家 況措区室用 置画の発	の態びる 状の作制 況監動御 視状及	中央 管理 室に おけ る	壁可 画動 防防 煙煙	壁可 動動 材防 質煙	動に煙 のよ感 状の知 況連器	状る装 況連置 動のよ
認目 す視 る。又 は触 診に より 確	備す の設 容と計 量と図 を等 確に 認に す。防 災 設	目視 に よ り 確 認 す る。	認御 す及 る。び 作 動 の 状 況 を 確 制	中央 管理 室に お い て 確 制	目視 に よ り 確 認 す る。	目視 に よ り 確 認 す る。	作 動 の 状 況 を 確 認 す る	。
動損の器堅端 機が表盤固子 若示若で部 しくランく くコンプは は又等制 燃はに御 料は破盤計 夕原盤計が	ない三 十分 以上 運 転 で き	防 災 設 備 の 出 力 容 量 の	が措道電 ある置等 こと欠防 。損火 。又区 は換 脱貫 落通 風	を制中央 確御又管理 認は作室 でき作動 ないの こと状 況	果煙脱 がの落 ない流 こと動 。妨は げ欠 る損 効が あり	。不 燃 材 料 で な い こ と	連 動 し て 作 動 し な い こ と	こ と

八	七	六	五	四
---	---	---	---	---

計器類及び ランプの 指示灯の 状況	燃料及び 冷却水の 漏洩状況	セル始動 用蓄電池 及び電解 液の接続 状況	空気槽の 圧力	潤滑油、 冷却水の 状況	燃料油、 冷却水及 び潤滑油 の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。 電圧計により蓄電池電圧を測定する。	圧力計を目視により確認する。 聴診確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	配管類の接続部に漏洩等があること。	電圧が定格電圧以下であること、電圧表示が正常量に示され、電圧計に異常な表示がないこと、電圧計の表示値が正常範囲内であることを確認すること。	圧力計を目視により確認する。 聴診確認する。	潤滑油、冷却水の状況を確認すること。	燃料油、冷却水の状況を確認すること。	タンクの周囲に油漏れ等があること。

七	六	五	四
---	---	---	---

(新規)	燃料及び 冷却水の 漏洩状況	セル始動 用蓄電池 及び電解 液の接続 状況	空気槽の 圧力	潤滑油、 冷却水の 状況	燃料油、 冷却水及 び潤滑油 の状況	
(新規)	目視により確認する。	電解液を目視により確認する。 電圧計により蓄電池電圧を測定する。	圧力計を目視により確認する。 聴診確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
	配管類の接続部に漏洩等があること。	電圧が定格電圧以下であること、電圧表示が正常量に示され、電圧計に異常な表示がないこと、電圧計の表示値が正常範囲内であることを確認すること。	圧力計を目視により確認する。 聴診確認する。	潤滑油、冷却水の状況を確認すること。	燃料油、冷却水の状況を確認すること。	タンクの周囲に油漏れ等があること。

五十一 四十一 三十一 二十一 十一 一

自家発電装置の性能		絶縁抵抗	接地線の状況	室内設置状況	自家発電装置の状況	
運転の状況	始動の状況	電源の切替	絶縁抵抗計により測定	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	
より目視、聴診又は触診に確認すること。	作動の状況を確認すること。	作動の状況を確認すること。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成二十二年通商産業省令第五十二号）第五十八条の規定値を下回っていること。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	室温が摂氏四十度を超えていること。又は給排気ファンが単独で若しくは運転機と連動して運転できないこと。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は腐食、損傷等があること。

四十一 三十一 二十一 十一 一

自家発電装置の性能		絶縁抵抗	接地線の状況	室内設置状況	自家発電装置の状況	
運転の状況	始動及び停止の状況	電源の切替	絶縁抵抗計により測定	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	
より目視、聴診又は触診に確認すること。	作動の状況を確認すること。	作動の状況を確認すること。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成二十二年通商産業省令第五十二号）第五十八条の規定値を下回っていること。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	室温が摂氏四十度を超えていること。又は給排気ファンが単独で若しくは運転機と連動して運転できないこと。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は腐食、損傷等があること。



十二	十九	八十	七	六	
直結エンジン					
直結エンジンの外觀					
セル始動用の蓄電池の接続	潤滑油、冷却水の状況	直結エンジンの設置状況	(削除)	コンプレッサ、燃料ポンプ、水の補充状況	排気の状態
目視により確認する。電圧計により蓄電池電圧を測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。		作動の状況を確認する。	目視により確認する。
電圧が定格電圧以下であること、電圧表示が正常であることを確認する。	潤滑油が十分にあること、正しく循環していること。	据付けが堅固で、振動がないこと。		運転中に異常な音や振動があること。	排気管、消音器等の損傷、排気漏れがあること。

十二	十九	八十	七	六	五
直結エンジンの排煙機					
直結エンジンの外觀					
セル始動用の蓄電池の接続	潤滑油、冷却水の状況	直結エンジンの設置状況	計器類及びランプの状況	コンプレッサ、燃料ポンプ、水の補充状況	排気の状態
電解液を目視により確認する。電圧計により蓄電池電圧を測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。
電圧が定格電圧以下であること、電圧表示が正常であることを確認する。	潤滑油が十分にあること、正しく循環していること。	据付けが堅固で、振動がないこと。	発電機、自動制御盤等の計器類、スイッチ類の指示不良、損傷があること。	運転中に異常な音や振動があること。	排気管、消音器等の損傷、排気漏れがあること。

三	六	五	四	三	二	一	
---	---	---	---	---	---	---	--

直結性							
運転状況	始動及び停止の状況	絶縁抵抗	接地線の接続の状況	Vベルト	給気管及び排気管の状況	計器類及びランプ類の指示の状況	状況
より聴診、触診又は目視に確認	目視により確認する。	絶縁抵抗計により測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
運転中に異常な音、異常な振動等がある	正常に動作しないこと又は停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが動作しないこと。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	ベルトに損傷若しくは裂があること又はたわみが大きいこと。	変形、損傷、亀裂等があること。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	ルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。

三	五	四	三	二	一		
---	---	---	---	---	---	--	--

直結性							
運転状況	始動及び停止の状況	絶縁抵抗	接地線の接続の状況	Vベルト	給気管及び排気管の状況		状況
より聴診、触診又は目視に確認	目視により確認する。	絶縁抵抗計により測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	(新規)	
運転中に異常な音、異常な振動等がある	正常に動作しないこと又は停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが動作しないこと。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。	ベルトに損傷若しくは裂があること又はたわみが大きいこと。	変形、損傷、き裂等があること。		ルとの接続部に緩み、漏液等があること。

の形置別源電、池電蓄の形蔵内池電 二			具器明照 一	
(分電盤)	(三)照度	(二)予備電源	(一)予備電源	(一)非常用器具照明
非常用電	照度の状況	予備電源の性能	への切替器具の点灯状況	使用電球等
目視により確認する。	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	点灯時間を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。
非常用の照明装置で	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第四の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第一号の規定に適合しないこと。

別表第二

	七十七
(イ)検査項目	
(ロ)検査事項	
(ハ)検査方法	認する。
(ニ)判定基準	こと。

の形置別源電、池電蓄の形蔵内池電 二			具器明照 一	
(分電盤)	(三)照度	(二)予備電源	(一)予備電源	(一)非常用器具照明
非常用電	照度の状況	予備電源の性能	への切替器具の点灯状況	使用電球等
目視により確認する。	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	点灯時間を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。
非常用の照明装置で	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第四の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第一イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。

別表第二

	七十七	六十八
(イ)検査項目		
(ロ)検査事項	計器類及びランプ類の指示状況	
(ハ)検査方法	目視により確認する。	
(ニ)判定基準	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	こと。

置装電発用家自び及池電蓄の形置別源電 三				置装電発用家自び及池電蓄	
四	三	二	一	五	四
			配線	配線	
器具の照明用から非常電源の予備電源	の耐熱状況に	の耐熱状況に	の耐熱状況に	の耐熱状況に	の耐熱状況に
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
昭示第四千八百三十号	昭示第四千八百三十号	昭示第四千八百三十号	昭示第四千八百三十号	昭示第四千八百三十号	昭示第四千八百三十号

置装電発用家自び及池電蓄の形置別源電 三				置装電発用家自び及池電蓄	
四	三	二	一	五	四
			配線	配線	
器具の照明用から非常電源の予備電源	の耐熱状況に	の耐熱状況に	の耐熱状況に	の耐熱状況に	の耐熱状況に
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
昭示第四千八百三十号	昭示第四千八百三十号	昭示第四千八百三十号	昭示第四千八百三十号	昭示第四千八百三十号	昭示第四千八百三十号

蓄の形置別源電 五		池電蓄の形蔵内池電 四					
二(一)	一(一)	二(一)	一(一)	六(一)	五(一)		
池電蓄		ラビ配 ン充線 プ電及		路切 替回			
況の池蓄 状貯電							
の蓄 換電池 気室の	状通画の蓄 況措等防電 置の火池 の貫区室	況確用器照 保回具明非 の路の兼常 状の専用用 及	のブ充 状の電 況点ラ 灯ン	況替場置用備蓄 え合併発と電池 のの用電自池 状切の装家設	えへ電源常 のの池か用 状切設ら 況替備蓄電	。分び蔽状熱配 を埋部況処線 除設分(理の耐 く部及隠の耐	
より 室内の 測定する 温度を 温度計に	目視により 確認する。	目視により 確認する。	目視により 確認する。	作 動ま での 時間 を確 認す る。	。作 動の 状況 を確 認す る。		
超室 え温 てが いる こと 。撰 氏 四 十 度 を	い号の又項令 こと二は若第 。の二の令百 規五第百十 定五第百二 に第一二第 適一十第 合項十 し七条項 な七条項	昭和昭 示第示 四第四 千八千 百三 十百 三 十 三 十 号 号 号 省 省 省 省	点して点 灯ても滅 し充ス ない電 こと。ラ 。切ッ 断チ を切 断 プが	昭和昭 示第示 四第四 千八千 百三 十百 三 十 三 十 号 号 号 省 省 省 省	昭和昭 示第示 四第四 千八千 百三 十百 三 十 三 十 号 号 号 省 省 省 省		

蓄の形置別源電 五		池電蓄の形蔵内池電 四					
二(一)	一(一)	二(一)	一(一)	六(一)	五(一)		
池電蓄		ラビ配 ン充線 プ電及		路切 替回			
観の池蓄 外電							
況換 気 の 状	状通画の蓄 況措等防電 置の火池 の貫区室	況確用器照 保回具明非 の路の兼常 状の専用用 及	のブ充 状の電 況点ラ 灯ン	況替場置用備蓄 え合併発と電池 のの用電自池 状切の装家設	えへ電源常 のの池か用 状切設ら 況替備蓄電	。分び蔽状熱配 を埋部況処線 除設分(理の耐 く部及隠の耐	
。温 度計 に よ り 測 定 す る	目視により 確認する。	目視により 確認する。	目視により 確認する。	作 動ま での 時間 を確 認す る。	。作 動の 状況 を確 認す る。		
超室 え温 てが いる こと 。撰 氏 四 十 度 を	い号の又項令 こと二は若第 。の二の令百 規五第百十 定五第百二 に第一二第 適一十第 合項十 し七条項 な七条項	昭和昭 示第示 四第四 千八千 百三 十百 三 十 三 十 号 号 号 省 省 省 省	点して点 灯ても滅 し充ス ない電 こと。ラ 。切ッ 断チ を切 断 プが	昭和昭 示第示 四第四 千八千 百三 十百 三 十 三 十 号 号 号 省 省 省 省	昭和昭 示第示 四第四 千八千 百三 十百 三 十 三 十 号 号 号 省 省 省 省		

置装電発用家自 六						池電									
二		一		八		七		六		五		四		三	
置装電発用家自						器充						性池蓄			
況の置電用自						器充						性池蓄			
況の置電用自						器充						性池蓄			
発電機及	発電容量	発電機の容量	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力
目視又は触診により確認	予備電源の容量を確認	目視により確認	目視により確認	目視により確認	目視により確認	目視又は触診により確認	目視により確認	目視により確認	温度計により測定	比重計により測定	電圧計により測定	目視又は触診により確認	目視又は触診により確認	目視又は触診により確認	目視又は触診により確認
端子部の締め付けが	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分

置装電発用家自 六						池電									
二		一		八		七		六		五		四		三	
置装電発用家自						器充						性池蓄			
外置電用自						器充						性池蓄			
外置電用自						器充						性池蓄			
発電機及	発電容量	発電機の容量	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力	自家発電装置の出力
目視又は触診により確認	予備電源の容量を確認	目視により確認	目視により確認	目視により確認	目視により確認	目視又は触診により確認	目視により確認	目視により確認	温度計により測定	比重計により測定	電圧計により測定	目視又は触診により確認	目視又は触診により確認	目視又は触診により確認	目視又は触診により確認
端子部の締め付けが堅	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分	自家発電装置の出力が十分

八	七	六	五	四	三	
計器類及び指示盤	燃料冷却水の状況	ケ接統の状況	セル蓄電池の電圧	空気槽の圧力	潤滑油、燃料油、冷却水の状況	のび原動機
目視により確認する。	目視により確認する。	電圧計により測定する。	目視により確認する。	圧力計を目視により確認する。	目視により確認する。	認する。
発電機盤、自動制御装置等に指示不良	配管の接続部に洩れがあること。	と、液漏れ等があること。	電圧が定格電圧以下であること。	電力が低いこと。	燃料タンク若しくは油タンク等があること。	堅固でないこと、計器の破損等があること。

八	七	六	五	四	三	
計器類及び指示盤	燃料冷却水の状況	ケ接統の状況	セル蓄電池の電圧	空気槽の圧力	潤滑油、燃料油、冷却水の状況	のび原動機
目視により確認する。	目視により確認する。	電圧計により測定する。	電解液を目視により確認する。	圧力計を目視により確認する。	目視により確認する。	認する。
発電機盤、自動制御装置等に指示不良	配管の接続部に洩れがあること。	と、液漏れ等があること。	電圧が定格電圧以下であること。	電力が低いこと。	燃料タンク若しくは油タンク等があること。	堅固でないこと、計器の破損等があること。

	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
自家発電装置の設置状況							
音、振動	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況
聴診、触診又は目視に	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。
異常な音、異常な振動	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。

	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
自家発電装置の設置状況							
音、振動	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況	自家発電装置の状況
聴診、触診又は目視に	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。	目視又は触診により確認すること。
異常な音、異常な振動等	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが著しい腐食、損傷等があること。



備設水排び及備設管配の用料飲 一				項目検査
四	三	二	一	
く分埋分隠配び配飲 を設及蔽管排管料 除部び部(水及用)				項目検査
取付類の状況	継手の状況	所通配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	水食配管の及び腐食の状況	項(3)検査事項
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	(3)検査事項
平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	(2)判定基準

別表第四

備設水排び及備設管配の用料飲 一			項目検査
七十	六十	五十	
の類等水プ燃ッコン 状ののボ、料サ 況作補ン冷ポー 動機プ却ン			項目検査
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号

備設水排び及備設管配の用料飲 一				項目検査
四	三	二	一	
く分埋分隠配び配飲 を設及蔽管排管料 除部び部(水及用)				項目検査
取付類の状況	継手の状況	所通配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	水食配管の及び腐食の状況	項(3)検査事項
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	(3)検査事項
平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	(2)判定基準

別表第四

備設水排び及備設管配の用料飲 一			項目検査
七十	六十	五十	
の類等水プ燃ッコン 状ののボ、料サ 況作補ン冷ポー 動機プ却ン			項目検査
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号

二								
一	一十	十	九	八	七	六	五	
の飲料水								
給水のタンク等の設置状況	給湯管及び膨張管の設置状況	止水の状況	止水弁の設置状況	止水弁の設置状況	汚染防止の措置状況	配管の支持金物の設置状況	防火区画の貫通の措置状況	保温措置の状況
目視により確認するとともに、必要に応じて	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号	平成十二年建設省告示第千三百八十八号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。

二								
一	一十	十	九	八	七	六	五	
の飲料水								
給水のタンク等の設置状況	給湯管及び膨張管の設置状況	止水の状況	止水弁の設置状況	止水弁の設置状況	汚染防止の措置状況	配管の支持金物の設置状況	防火区画の貫通の措置状況	保温措置の状況
目視により確認するとともに、必要に応じて	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号	平成十二年建設省告示第千三百八十八号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第千五百九十七号に適合しないこと。

備設管配の水 料飲							
八	七	六	五	四	三	二	
む。環備給 ポを湯 ン含循設							プ水び。とク水下水及タ ポに。い等タ。タびン ン給並う。ン給以ン貯ク
取。沸。給 付。器。湯 け。を。ガ の。除。湯 備	部。ク。給 の。等。水 状。の。タ 況。内。ン	状。取。ク。給 況。付。プ。水 の。け。及。タ の。の。の。ン	の。プ。給 状。の。水 況。運。ポ 転。ン	置。の。力。給 の。安。タ。水 状。全。ン。用 装。ク。圧	水。食。ク。給 の。及。等。水 状。び。の。タ 腐。ン	の。等。フ。オ。抜。気。ク。給 状。の。ロ。ー。き。管。等。の。水 況。設。置。管。水。通。ン	置。の。状。況
目視又は触診により確 認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確 認する。	水圧計により測定する とともに、作動の状況 を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	鋼製巻尺等により測定 する。
平成十二年建設省告 示第三百八十八号 に適合しないこと。	と。障。等。の。異。物。が。あ。る。こ と。	平成十二年建設省告 示第三百八十八号 に適合しないこと。	異常な振動等がある こと又は定格水圧が ないこと。	令第五百二十九条の二 の規定に適合しないこ と。	令第五百二十九条の二 の規定に適合しないこ と。	昭和三十五年建設省告 示第五百九十七号 第一号の規定に適合しな いこと。	第一第二号イ又はロ の規定に適合しないこ と。

備設管配の水料飲							
七		六	五	四	三	二	
む。環備給 ポを湯 ン含循設							プ水び。とク水下水及タ ポに。い等タ。タびン ン給並う。ン給以ン貯ク
取。沸。給 付。器。湯 け。を。ガ の。除。湯 備	(新規)	状。取。ク。給 況。付。プ。水 の。の。の。ン	の。プ。給 状。の。水 況。運。ポ 転。ン	置。の。力。給 の。安。タ。水 状。全。ン。用 装。ク。圧	水。食。ク。給 の。及。等。水 状。び。の。タ 腐。ン	の。等。フ。オ。抜。気。ク。給 状。の。ロ。ー。き。管。等。の。水 況。設。置。管。水。通。ン	置。の。状。況
目視又は触診により確 認する。	(新規)	目視又は触診により確 認する。	水圧計により測定する とともに、作動の状況 を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	鋼製巻尺等により測定 する。
平成十二年建設省告 示第三百八十八号 に適合しないこと。		平成十二年建設省告 示第三百八十八号 に適合しないこと。	運転中に異常音、異 常振動等があること 又は定格水圧がない こと。	令第五百二十九条の二 の規定に適合しないこ と。	令第五百二十九条の二 の規定に適合しないこ と。	昭和三十五年建設省告 示第五百九十七号 第一号の規定に適合しな いこと。	第一第二号イ又はロ の規定に適合しないこ と。

備設水排 三						
四	三	二	一	二	三	四
排水槽						
排水ポンプの設置状況	排水漏れの状況	排水槽の状況	排水槽の大きさ	ガス湯沸かし器及び給排気部の構造	給湯設備及び腐食の水漏れ状況	ガス湯沸かし器の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。
取付けが堅固でないこと又は著しい腐食損傷等があること	漏れがあること。	昭和五十年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第九十七号に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百二十六号第四号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	本体に腐食又は漏水があること。	平成十二年建設省告示第八号第五号又は第五号の規定に適合しないこと又は燃焼物の位置に燃焼ガスの上昇していること

備設水排 三						
	三	二	一	二	三	四
排水槽						
	排水漏れの状況	排水槽の状況	排水槽の大きさ	ガス湯沸かし器及び給排気部の構造	給湯設備及び腐食の水漏れ状況	ガス湯沸かし器の状況
(新規)	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。
	漏れがあること。	昭和五十年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第九十七号に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百二十六号第四号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	本体に腐食又は漏水があること。	平成十二年建設省告示第八号第五号の規定に適合しないこと又は燃焼物の位置に燃焼ガスの上昇していること

一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
排水用配管（中道を含む）							
消毒装置	雑用水タ ポタ ンク の 等 の 状 況	配管の標 識等	雑用水給 水の状 況表	雑用水給 水の状 況表	雑用水の 用途	排水用配 管の予 備力及 電源の 状況	地下街の 非常用 排水設 備の状 況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	雑用水に着色等を行う。目視等により確認する。	作動の状況を確認する。	水圧計により測定する。水圧計に異常な音、異様な振動等があることを確認する。
と。消毒液が機能しないこと。	取付けが堅固でないこと、腐食、損傷等があること。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十四年建設省告示第七百三十号の規定に適合しないこと。	昭和三十四年建設省告示第七百三十号の規定に適合しないこと。

一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
排水用配管（中道を含む）							
消毒装置	雑用水タ ポタ ンク の 等 の 状 況	配管の標 識等	雑用水給 水の状 況表	雑用水給 水の状 況表	雑用水の 用途	排水用配 管の予 備力及 電源の 状況	地下街の 非常用 排水設 備の状 況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	雑用水に着色し、目視により確認する。	作動の状況を確認する。	(新規)
と。消毒液が機能しないこと。	取付けが堅固でないこと、腐食、損傷等があること。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十四年建設省告示第七百三十号の規定に適合しないこと。	昭和三十四年建設省告示第七百三十号の規定に適合しないこと。

九十	八十	七十	六十	五十	四十	三十	二十
他のそ							
管水排				器集阻		プツラト水排	具器生衛
の雨水の状況	取水口の状況	排水の状況	雨水排水の接続状況	公共下水道の接続状況	阻集器の構造及び設置状況	排水トラップの状況	衛生器具の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。
昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号

七十	六十	五十	四十	三十	二十	十	一
他のそ							
管水排				器集阻		プツラト水排	具器生衛
の雨水の状況	取水口の状況	排水の状況	雨水排水の接続状況	公共下水道の接続状況	阻集器の構造及び設置状況	排水トラップの状況	衛生器具の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。
昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号	昭和三十五年建設省告示第二千五百九十七号


別記第一号

検査結果表  
(換気設備)

(略)

番号	検査項目等	(略)
1	<p>法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)</p>	
(1)	<p>機械換気設備 換気設備 (中央空気調和式の外観)</p>	<p>給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況</p>
(2)		<p>給気機の排気口の取付けの状況</p>


別記第一号

検査結果表  
(換気設備)

(略)

番号	検査項目等	(略)
1	<p>法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)</p>	
(1)	<p>機械換気設備 換気設備 (中央空気調和式の外観)</p>	<p>外気取り入れ口及び排気取り入れ口への雨水等の防止措置の状況</p>
(2)		<p>外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況</p>

(略)	(略)	(略)		
(4)	(略)	各室の給気口及び排気口の取付けの状況		
(略)		(略)		
(7)	(略)	給気機又は排気機の設置の状況		
(略)		(略)		
(略)	(略)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	(略)	
(1)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(略)	(略)	中央方式の空気調和設備	(略)	
(略)		空気調和設備の性能	(略)	
		(削除)		
2	換気設備を設けるべき調理室等			
(略)	(略)	自然換気設備及び機械換気設備		
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気フード及び煙突の設置の状況		
(略)	(略)			
(略)	(略)			

(略)	(略)	(略)		
(4)	(略)	給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況		
(略)		(略)		
(7)	(略)	給気機及び排気機の設置の状況		
(略)		(略)		
(略)	(略)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	(略)	
(1)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(略)	(略)	中央方式の空気調和設備	(略)	
(略)		空気調和設備の性能	(略)	
(2)		各室の吹き出し空気の分配の状況		
(3)				
2	換気設備を設けるべき調理室等			
(略)	(略)	自然換気設備及び機械換気設備		
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気フード及び煙突の機能確保の状況		
(略)	(略)			
(略)	(略)			



(1 0)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	
(1 1)		換気扇による換気の様況	
(1 2)		給気機又は排気機の設置の様況	
(1 3)		機械換気設備の換気量	
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (略)		

(1 0)	機械換気設備	排気筒に設ける防火ダンパーの設置の様況	
(1 1)		換気扇による換気の様況	
(1 2)		(新規)	
(1 2)		機械換気設備の換気量	
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (略)		

- (注意)
- ①～⑩ (略)
- ⑪ 1 (10) 「各室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- ⑫ 2 (12) 「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- ⑬ 4 「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なおこれらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ (略)
- ⑮ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

- (注意)
- ①～⑩ (略)
- ⑪ 1 (9) から(11) 「居室等の機械換気設備の性能(中央管理方式の空気調和設備を含む。)」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- ⑫ 2 (10) から(12) 「機械換気設備」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- ⑬ 4 「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なおこれらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ (略)
- ⑮ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

別記第二号

(排煙設備)

検査結果表

(略)

別記第二号

(排煙設備)

検査結果表

(略)

1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	排煙機	排煙機の性能	排煙機の性能	(略)	
				排煙機の性能	(略)	
				排煙機の性能	(略)	
				排煙機の性能	(略)	
				排煙機の性能	(略)	
(略)	排煙機の性能	(略)	排煙機の性能	(略)		
(略)	排煙機の性能	(略)	排煙機の性能	(略)		
(略)	排煙機の性能	(略)	排煙機の性能	(略)		
(略)	排煙機の性能	(略)	排煙機の性能	(略)		
(略)	排煙機の性能	(略)	排煙機の性能	(略)		

1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	排煙機	排煙機の性能	排煙機の性能	(略)	
				排煙機の性能	(略)	
				排煙機の性能	(略)	
				排煙機の性能	(略)	
				排煙機の性能	(略)	
(略)	排煙機の性能	(略)	排煙機の性能	(略)		
(略)	排煙機の性能	(略)	排煙機の性能	(略)		
(略)	排煙機の性能	(略)	排煙機の性能	(略)		
(略)	排煙機の性能	(略)	排煙機の性能	(略)		
(略)	排煙機の性能	(略)	排煙機の性能	(略)		

(2 4)	隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	防煙壁の貫通措置の状況	
(略)		(略)	
(略)	防火ダンパー	(略)	
		(削除)	
		(削除)	
(3 2) 〜(3 5) )	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	(略)	
(3 6)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	
(3 7)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	(略)	
(3 8)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	
(3 9)		(略)	
(4 0) 〜(4 2) )	特殊な構造の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	(略)	
(4 3)		防煙壁の貫通措置の状況	

(2 4)	隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況	
(略)		(略)	
(略)	防火ダンパー	(略)	
(3 2) )		連動型防火ダンパーの熱感知器の位置	
(3 3) )		連動型防火ダンパーの熱感知器との連動の状況	
(3 4) 〜(3 7) )	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	(略)	
(3 8)		手動開放装置操作方法の表示の状況	
(3 9)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	(略)	
(4 0)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	
(4 1)		(略)	
(4 2) 〜(4 4) )	特殊な構造の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	(略)	
(4 5)		防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況	

(4) 4) 45 2)	(略)	(略)		
(4) 6) ・) 47 2)	特殊な構造の給排煙設備の性能	(略)	電源を必要とする給気送風機の子備電源による作動の状況	
(4) 8)		(削除)		
(4) 9)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(5) 0) ・) 52 2)	(略)	(略)		
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(略)		
(1) ・) 2)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	(略)		
(3) 2)	加圧防排煙設備	排煙風道の劣化及び損傷の状況		
(4) 2)	排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況		
(4) 6) ・) 47 2)	(略)	(略)		
(4) 8) ・) 49 2)	特殊な構造の給排煙設備の性能	(略)	電源を必要とする排煙設備給気送風機の子備電源による作動の状況	
(5) 0)		給気送風機の排煙風量		
(5) 1)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(5) 2)	(略)	(略)		
(5) 3) ・) 55 2)		(略)		
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(略)		
(1) ・) 2)	令第123条第3項第1号に規定する付室及び第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	(略)		
(新規)		(新規)		
(新規)		(新規)		

給気口の性能	排煙風道の材質	
	給気口の周囲の状況	
給気口の性能	給気口の取付けの状況	
	給気口の手動開放装置の設置の状況	
給気口の性能	給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	
	給気口の手動開放装置による開放の状況	
給気口の外観	給気口の手動開放装置による開放の状況	
	給気口の開放の状況	
給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況	
	給気風道の取付けの状況	
給気送風機の設置の状況	給気風道の材質	
	給気送風機の設置の状況	
給気送風機の外観	給気風道との接続の状況	
	給気口の開放と連動起動の状況	
給気送風機の性能	給気送風機の作動の状況	

	(新規)	
	(新規)	
	(新規)	
	(新規)	
	(新規)	
	(新規)	
	(新規)	
	(新規)	
	(新規)	
	(新規)	

3	令第126条の2第1項に規定する居室等			(1) (9)	電源を必要とする給気送風機の子備電源による作動の状況				
				(2) (0)				中央管理室における制御及び状態の監視の状況	
				(2) (1)				給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置
				(2) (2)				吸込口の周囲の状況	吸込口の周囲の状況
				(2) (3)				屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況
				(2) (4)				遮煙開口部の排出風速性能	遮煙開口部の排出風速
				(2) (5)				空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置
				(2) (6)				空気逃し口の取付けの状況	空気逃し口の周囲の状況
				(2) (7)					空気逃し口
				(2) (8)					空気逃し口の作動の状況
(2) (9)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置							
(3) (0)	圧力調整装置の取付けの状況	圧力調整装置の周囲の状況							
(3) (1)		圧力調整装置の取付けの状況							
(3) (2)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況							
3	令第126条の2第1項に規定する居室等						(新規)		
							(新規)		
							(新規)		
							(新規)		
							(新規)		
							(新規)		
							(新規)		
							(新規)		
							(新規)		

	(略)	可動防煙壁	(略)	
	(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	
4	予備電源			
	(略)	自家用発電装置	(略)	
		自家用発電装置の外観	始動用の空気槽の圧力	
	(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	
	(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	
	(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	
	(9)		自家用発電装置の取付けの状況	
	(10)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	
	(11)			
	(12)			
	(13)	自家用発電装置の性能	(略)	
	(14)		始動の状況	

	(略)	可動防煙壁	(略)	
	(6)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	
4	予備電源			
	(略)	自家用発電装置	(略)	
		自家用発電装置の外観	空気槽の圧力	
	(5)		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	
	(6)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	
	(7)			
	(8)		自家用発電装置の取付けの状況	
	(9)		屋内設置の場合の給排気の状況	
	(10)		(略)	
	(11)			
	(12)	自家用発電装置の性能	(略)	
	(13)		始動及び停止の状況	

(1) 5) 7) 17) 2)			(略)
(略)	直結エンジン	直結エンジンの外観	(略)
(20)			(削除)
(21)			(略)
(22)			セル始動用蓄電池及び電気ケール の接続の状況
(23)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の 状況
(24)			給気部及び排気管の取付けの状況
(25)			(略)
(26)		直結エンジンの性能	(略)
(27)			(略)
(略)	(略)		

(注意)  
①～⑩ (略)  
⑪ 1 (9) 「排煙機の排煙風量」及び1 (18) 「排煙口の排煙風量」  
については、排煙風量測定記録表 (別表3) を添付してください。

(14) 16) 2)			(略)
(17)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の 状況
(略)	エンジン直結の排煙機	直結エンジンの外観	(略)
(20)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケール の接続の状況
(21)			給気管及び排気管の取付けの状況
(22)			(略)
(23)		直結エンジンの性能	(略)
(24)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の 状況
(25)			(略)
(26)			(略)
(27)			(略)
(略)	(略)		

(注意)  
①～⑩ (略)  
⑪ 1 (6) から (10) 「排煙機の性能」、1 (16) から (20) 「機械  
排煙設備の排煙口の性能」、1 (39) から (41) 「特殊な構造の排煙  
設備の排煙口の性能」及び1 (48) から (52) 「特殊な構造の排煙設  
備」



- ⑫ 1 (37) 「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（別表3-2）を添付してください。
- ⑬ 2 (24) 「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（別表3-3）を添付してください。
- ⑭ 5 「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- ⑮・⑯ (略)

別記第三号

検査結果表  
(非常用の照明装置)

(略)

番号	検査項目等	(略)
(略)	(略)	(略)
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	
(略)	配線	(略)
(略)	接続部 (幹線分岐及びボックス内に限る。) の耐熱処理の状況	(略)
(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)
5	電源別置形の蓄電池	

備の給気送風機の性能」については、排煙風量測定記録表（別表3）を添付してください。

(新規)

- ⑫ 5 「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、⑤は削除して構いません。
- ⑬・⑭ (略)

別記第三号

検査結果表  
(非常用の照明装置)

(略)

番号	検査項目等	(略)
(略)	(略)	(略)
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	
(略)	配線	(略)
(略)	接続部 (ただし幹線分岐及びボックス内に限る。) の耐熱処理の状況	(略)
(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)
5	電源別置形の蓄電池	

(略)	蓄電池	蓄電池等の状況	(略)	
(2)		蓄電池室の換気状況		
(略)		(略)		
(略)		(略)		
6	自家用発電装置			
(略)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	(略)	
(5)		始動用の空気槽の圧力		
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況		
(略)		(略)		
(10)		自家用発電機室の給排気状況 (屋内に設置されている場合に限る。)		
(略)		(略)		
(略)	自家用発電装置	自家用発電装置等の性能	(略)	
(14)		始動の状況		
(略)		(略)		
(略)				

(略)	蓄電池	蓄電池室の外観	(略)	
(2)		換気状況		
(略)		(略)		
(略)		(略)		
6	自家用発電装置			
(略)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	(略)	
(5)		空気槽の圧力		
(6)		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況		
(略)		(略)		
(10)		給排気状況 (屋内に設置されている場合に限る。)		
(略)		(略)		
(略)	自家用発電装置	自家用発電装置等の性能	(略)	
(14)		始動及び停止の状況		
(略)		(略)		
(略)				

(注意)

①～③ (略)

④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤～⑪ (略)

⑫ ⑦ 「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等、これら⑬・⑭ (略)

別記第四号

検査結果表

(給水設備及び排水設備)

(略)

番号	検査項目等	(略)
(略)	(略)	(略)
2	飲料水の配管設備	
(略)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク等(以下「給水タンク等」という。)	給水タンク及びポンプ等の取付けの状況
(6)	並びに給水ポンプ	給水タンク等の内部の状況
(7)		
(8)	(略)	(略)
(1)		
3	排水設備	

(注意)

①～③ (略)

④～⑩ (略)

⑪ ⑦ 「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等、これら⑫・⑬ (略)

別記第四号

検査結果表

(給水設備及び排水設備)

(略)

番号	検査項目等	(略)
(略)	(略)	(略)
2	飲料水の配管設備	
(略)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク等(以下「給水タンク等」という。)	給水タンク及びポンプ等の取付けの状況
(6)	並びに給水ポンプ	
(7)	(略)	(略)
(1)		
3	排水設備	

(略)	(略)	(略)	(略)
(3)	排水漏れの状態	(略)	(略)
(4)	排水ポンプの設置の状況	排水ポンプの設置の状況	(新規)
(5)	排水ポンプの運転の状況	排水ポンプの運転の状況	(新規)
(6)	(略)	(略)	(略)
(7)	(略)	(略)	(略)
(1)	その他	(略)	(略)
(2)	(略)	(略)	(略)
(1)	排水管	(略)	(略)
(5)	(略)	(略)	(略)
(1)	(略)	(略)	(略)
(2)	間接排水の状況	間接排水の状況	通気管の状況
(0)	(略)	(略)	通気管の状況
(2)	通気管	通気開口部の状況	通気開口部の状況
(1)	(略)	(略)	間接排水の状況
(2)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(3)	排水漏れの状態	(略)	(略)
(4)	(新規)	(新規)	(新規)
(5)	(略)	(略)	(略)
(9)	(略)	(略)	(略)
(1)	その他	(略)	(略)
(0)	(略)	(略)	(略)
(1)	排水管	(略)	(略)
(3)	(略)	(略)	(略)
(1)	(略)	(略)	(略)
(1)	間接排水の状況	間接排水の状況	通気管の状況
(8)	(略)	(略)	通気管の状況
(1)	通気管	通気開口部の状況	通気開口部の状況
(9)	(略)	(略)	間接排水の状況
(2)	(略)	(略)	(略)
(0)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注意)

①～③ (略)

④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤～⑪ (略)

⑫ 4 「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。

⑬・⑭ (略)

(注意)

①～③ (略)

④～⑩ (略)

⑪ 4 「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。

⑫・⑬ (略)

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等		判定		
階	室名 <del>*注1</del>	必要換気量 (m³/h)	換気方式	換気設備機種名 <del>*注1</del>	換気状況の評価 <del>*注2</del>	判定
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正

~~注1) 中央式空調設備などで、複数室の外気取り入れをまとめて行い、それらを一括して評価する場合は、まとまりを構成する複数の室名を記入する。~~

~~注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。~~

~~注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。~~

~~これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する以下の確認等を行った場合には、その結果を記入する。~~

~~・各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する。~~

~~・外気取り入れ送風機の電流値を測定し、定格値と比較して矛盾がないか確認する。~~

~~・中央制御盤等で、取り入れ外気量のモニターを行っている場合は、その計測結果に問題がないか確認する。~~

~~・個別の換気設備では、その運転状況、フィルターの目詰まり状況、清掃状況などの目視確認を行い、問題点がないか確認する。~~

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定年月日			測定機器 メーカー名			型式番号等		
室番(場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量 (m <sup>3</sup> /h)	開口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速*注(m/s)	測定風量(m <sup>3</sup> /h)	判定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

別表3 排煙風量測定記録表 (A4) \*注1)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	排煙機系統(機器番号等)	排煙機銘板表示		排煙機の規定風量	
				最大防煙区画面積 $m^2 \times 1 \text{ or } 2 = m^3/min$	

排 煙 口						判 定
階	室 名	排煙口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

排 煙 機					判 定
排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	
					指摘なし・要是正

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし ・ 要是正

5	排煙系統図(排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

~~注2) 原則として、排煙口の風量測定結果により判定を行うが、当該室の諸事情により測定を行うことが困難な場合は、当該排煙機の同一排煙系統で最大区画面積に相当するエントランス、廊下、休止中の会議室等の排煙口を開放防煙した後、排煙機の煙排出口風速のみを測定し判定を行う。~~

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。



別表3-2 排煙風量測定記録表 (A4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示
		給気送風機の性能 (風量)
		m <sup>3</sup> /min

2	排 煙 口					判 定	
	階	室 名	排煙口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s) *注1)	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)		規定風量 (m <sup>3</sup> /min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし ・ 要是正

4	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。  
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3-3 排煙風量測定記録表 (A4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示	給気送風機の性能(風量)		
			m <sup>3</sup> /min		

遮煙開口部・空気逃し口							判定
階	室名	空気逃し口の方式* <sup>注1)</sup>	測定排出風速* <sup>注2)</sup> (m/s)	規定排出風速* <sup>注3)</sup> (m/s)	算定式* <sup>注3)</sup>	遮煙開口部の高さ(m)	
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正

3	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有・無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図(給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)

注 1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

注 2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注 3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算出し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。

①  $V = 2.7 \sqrt{H}$    ②  $V = 3.3 \sqrt{H}$    ③  $V = 3.8 \sqrt{H}$

注 4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表4 非常用の照明装置の照度測定表（A4）

測定年月日		測定機器	メーカー名		型式番号等	
光源の種類	最低照度の測定場所			最低照度 (lx)	判定	
	階	部屋・廊下等				
白熱灯					指摘なし・要是正	
蛍光灯					指摘なし・要是正	
<del>高輝度放電灯</del> その他 ( )					指摘なし・要是正	

(別紙)

階別	測定場所	測定位置 <sup>*注1)</sup>	光源の種類 <sup>*注2)</sup>	照度 (lx)

注 1) 「測定位置」欄には、~~例示として次のように~~「出入口付近」、「右壁中央付近」~~等と~~のように明記する。

注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、~~高輝度放電灯~~その他の別及び電池内蔵のものにあつては、(内) と付す。